

鳥取県体験の機会の際の認定手続きマニュアル

目 次

1	「体験の機会の際」の認定制度について	1
2	申請者の要件について	1
3	認定要件について	2
4	申請に係る提出書類及び提出先等について	2
5	審査方法について	4
6	認定通知等について	4
7	認定の有効期間について	4
8	認定の表示について	4
9	変更及び廃止の手続きについて	4
10	有効期間の更新について	4
11	運営の状況報告等について	5
12	周知等について	5
13	認定の取消しについて	5
14	様式集	6

1 「体験の機会の場」の認定制度について

平成 23 年 6 月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正され、新たに都道府県知事による「体験の機会の場」の認定制度が導入され、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

〈「体験の機会の場」とは〉

自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場のこと。〔法第 20 条第 1 項〕

〈「体験の機会の場」の例〉

- 豊かな自然環境において生物と触れ合う機会を設ける自然体験活動
- 資源リサイクルや省エネルギー・自然エネルギーなどの環境保全に係る事業者の取組の体験活動等

※次の考え方を取り入れたものを想定しています。

- ・自然環境や事業活動を題材として、自ら考え、実際に行動をし、学習する機会を提供するものであること。
- ・参加者同士又は解説員との双方向コミュニケーションを通じて、環境保全に関する気付きを促すものであること。
- ・参加者同士又は実施者と協働するプロセスを含むものであること。

〈関係法令について〉

- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 15 年法律第 130 号。以下「法」という。）
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則」（平成 24 年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号。以下「省令」という。）
- 「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 24 年 6 月 26 日閣議決定。以下「基本方針」という。）

2 申請者の要件について

土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（個人、民間団体等に限る。）とします。〔法第 20 条第 1 項〕

土地又は建物については、当該土地又は建物の全てが鳥取県内に所在している場合に限る。2 以上の都府県にわたる場合は、国で認定を行います。〔法第 20 条の 8〕

なお、申請時に、直近の 3 事業年度における事業の実績を記載した書類の添付が必要であり、申請に当たっては、3 事業年度の実績が必要となります。（「4 申請に係る提出書類及び提出先等について」参照）

また、次のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができません。〔法第 20 条第 4 項〕

- ア 法第 20 条の 6 第 1 項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者（「13 認定の取消しについて」参照）
- イ 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち上記アに該当する者があるもの

3 認定要件について

当該体験の機会のある場で行われる事業の内容等が以下（1）～（4）のいずれの要件にも適合していることが必要です。〔法第 20 条第 1 項〕

- （1）基本方針に照らして適切なものであること。
- （2）平成 26 年 4 月以降の申請の場合は、鳥取県環境教育等行動計画（平成 26 年 3 月策定予定）に照らして適切なものであること。
- （3）当該体験の機会のある場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が以下の基準に適合するものであること。〔省令第 8 条第 1 項〕
 - ア 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - イ 適切な計画が定められていること。
 - ウ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - エ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - オ 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - カ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に 3 年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
- （4）認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。〔省令第 8 条第 2 項〕

4 申請に係る提出書類及び提出先等について

（1）提出書類

- ア 体験の機会のある場の認定申請書（様式第 1 号〈省令様式第 7 号〉）〔法第 20 条第 3 項、省令第 9 条第 1 項〕
- イ 添付書類〔省令第 9 条第 2 項〕
 - 以下の書類を添付してください。
 - なお、公的機関が発行する証明書を添付する場合は、発行日から 3 ヶ月を経過しないものを添付してください。
 - また、参考様式を示しておりますので、御利用ください。

番号	添付書類	参考様式
1	申請者が個人である場合は、住民票の写し	—
2	申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの	—
3	申請者が法第 20 条第 4 項各号に規定する欠格条項に該当しないこと等を説明した書面	・参考様式・別紙 1 「申出書」
4	直近の 3 事業年度の各事業年度における認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の実績を記載した書類	・参考様式・別紙 2 「直近 3 事業年度の事業実績」
5	申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書	・参考様式・別紙 3 「○年度事業計画書」 ・参考様式・別紙 4 「○年度収支予算書」
6	認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類	・参考様式・別紙 5 「安全確保を図るための措置に関する事項」
7	認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類	・参考様式・別紙 6 「体験の機会の中の事業従事者の確保状況及び業務の実施体制」
8	認定の申請に係る体験の機会の中で行う事業の参加に要する費用の額及び当該事業の参加定員に関する事項を記載した書類	・参考様式・別紙 3 「平成年度事業計画書」
9	認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び当該土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	—
10	認定の申請に係る体験の機会において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者等の同意書	・参考様式・別紙 7 「同意書」
11	その他参考となるべき事項を記載した書類	—

(2) 提出・お問い合わせ先

鳥取県 生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当

所在地：〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話：0857-26-7205（直通）

ファクシミリ：0857-26-8194

5 審査方法について

認定にあたっては、申請書による書類審査や、必要に応じて現時調査を実施し、あらかじめ県教育委員会に協議します。〔法第20条第5項〕

なお、追加資料等の提出を求めることもありますので、御承知ください。

6 認定通知等について

申請書類が認定要件に適合すると認められるときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知します。（様式第2号）〔法第20条第6項〕

認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の内容等が、認定要件に適合しない場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知します。（様式第3号）〔法第20条第7項〕

7 認定の有効期間について

認定の有効期間は、申請に係る事業計画及び安全確保措置等の内容を勘案して、当該認定の日から起算して5年を超えない範囲内において定め、上記6の認定通知に併せて通知します。〔法第20条の2第1項〕

8 認定の表示について

認定を受けた者は、当該土地又は建物が認定された体験の機会のある場であることを表示することができます。〔法20条の3第2項〕

9 変更及び廃止の手続きについて

認定を受けた者は、認定を受けた体験の機会のある場で行う事業の内容等を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、以下のとおり、事実の発生から30日以内に届出書を提出してください。〔法第20条第8項、省令第10条〕

〈変更の場合〉

認定体験の機会のある場変更届出書（様式第4号〈省令様式第8号〉）

〈廃止の場合〉

認定体験の機会のある場廃止届出書（様式第5号〈省令様式第9号〉）

10 有効期間の更新について

認定を受けた者が有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了する日の30日前までに、次の書類を提出してください。〔法第20条の2第2項、省令第11条〕

ア 認定体験の機会のある場更新申請書（様式第6号〈省令様式第10号〉）

イ 認定申請書に添付が必要な書類（4（1）イに記載する書類）

1.1 運営の状況報告等について

認定を受けた者は、次に掲げる事項を記載した報告書を、毎年度、4月30日まで（認定を受けた体験の機会の場の提供を行わなくなったときは当該日より30日以内。）に提出してください。〔法第20条の4第1項及び省令第12条〕

- ア 前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業の実施の状況
- イ 上記アの事業に係る収支決算

なお、上記ア、イに掲げる事項については、前年度における認定に係る体験の機会の場で行う事業が年度を超えて行われる場合等、年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、当該事業終了後30日以内に報告してください。

上記のほかに、県は、認定を受けた者に対して、認定を受けた体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言をします。〔法第20条の4第2項〕

また、認定に係る事業の実施において、参加者等に事故があった場合は、認定を受けた者は、直ちに県へ報告してください。

報告に当たっては、参考様式を示しておりますので、御利用ください。

- ・運営状況報告書（参考様式第7号）
- ・体験の機会の場参加者等事故報告書（参考様式第8号）

1.2 周知等について

県は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、当該事業について周知します。〔法20条の3第1項〕

1.3 認定の取消しについて

認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等について、次のいずれかに該当する場合には、認定を取消し、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知します。（様式第9号）〔法第20条の6第1項、同条第2項〕

- ア 認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等が、認定要件（「3 認定要件について」参照）に適合しなくなったとき。
- イ 認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等を、変更したとき又はその提供を行わなくなったときに、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。（「9 変更及び廃止の手続きについて」参照）
- ウ 認定を受けた体験の機会の場で行う事業の内容等について報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。（「1.1 運営の状況報告等について」参照）
- エ 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

14 様式集

参考様式は規定の様式ではなく、参考としてお示しするものです。

様式第1号（省令様式第7）	体験の機会の際の認定申請書
様式第2号	体験の機会の際の認定通知書
様式第3号	体験の機会の際の不認定通知書
様式第4号（省令様式第8）	認定体験の機会の際変更届出書
様式第5号（省令様式第9）	認定体験の機会の際廃止届出書
様式第6号（省令様式第10）	認定体験の機会の際更新申請書
参考様式第7号	運営状況報告書
参考様式第8号	体験の機会の際参加者等事故報告書
様式第9号	体験の機会の際の認定取消通知書
参考様式・別紙1	申出書
参考様式・別紙2	直近3事業年度の事業実績
参考様式・別紙3	○年度事業計画書
参考様式・別紙4	○年度収支予算書
参考様式・別紙5	安全確保を図るための措置に関する事項
参考様式・別紙6	体験の機会の際の事業従事者の確保状況及び業務の実施体制
参考様式・別紙7	同意書

体験の機会の場の認定申請書

※整理番号

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名

申請者

印

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地					
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容					
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲					
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年	月	日から	月	日まで

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第2号

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事

印

体験の機会の場の認定通知書

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき申請のあった体験の機会の場については、下記のとおり認定します。

記

1 体験の機会の場の名称

2 体験の機会の場の所在地

3 認定期間

年 月 日から 年 月 日まで

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事

印

体験の機会の場の不認定通知書

年 月 日付けで、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定に基づき申請のあった体験の機会の場の認定については、同条第7項の規定に基づき、下記の理由により不認定としましたので通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 不認定の理由

お知らせ この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名

届出者

印

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の名 称		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 年 月 日		年 月 日
変 更 の 理 由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の名 称」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定体験の機会の場合廃止届出書

整理番号

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名
届出者
住所

印

認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場合の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

認定体験の機会の場更新申請書

整理番号	
------	--

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名
申請者
住所

印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

運営状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名
報告者
住所
印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の4第1項の規定に基づき、認定に係る体験の機会の場の運営状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 体験の機会の場の名称及び所在地
名称：
所在地：
- 2 前年度の事業実施の状況及び収支決算

別添「年度事業実績」及び「年度収支決算書」のとおり

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体の場合にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 事業実績は参考様式・別紙2「直近3事業年度の事業実績」に、収支決算書は参考様式・別紙4「収支予算書」に準じて作成すること。

参考様式第8号

体験の機会の場合参加者等事故報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

氏名
報告者 印
住所

下記のとおり事故等が発生しましたので報告します。

記

体験の機会の名 称及び所在地	
参加者等氏名	(男・女) 年齢 歳
事故等発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃
事故等発生場所	
事故等発生時の 具体的状況及び 対応の状況	
事故等の原因	
再発防止策等	
担当者	担当者名 : TEL :
備考	・保険の加入状況 有・無 ・損害賠償 有・無・未交渉 ・利用者のその後の状況

備考

事故等発生後、直ちに提出すること。

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事

印

体験の機会の場の認定取消通知書

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 取消日
年 月 日
- 4 認定取消の理由

お知らせ この処分について不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鳥取県知事に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

申 出 書

鳥取県知事 様

年 月 日

(申請者)

氏 名

印

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第3項に基づく認定申請（以下「認定申請」という。）に当たり、下記のとおり説明します。

記

- 1 申請者は（※）、法第20条第4項各号に規定する欠格条項には該当していません。
- 2 認定申請に係る体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業においては、特定の者に対して不当な差別的取扱いをいたしません。
- 3 認定申請に係る体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業は、利益の分配その他の営利を主たる目的とするものではありません。
- 4 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号。）を遵守し、暴力団排除に協力します。

備考

- 1 ※の「申請者は」は、「私は」、「当財団は」、「当団体は」、「当社は」等と記載する。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

直近3事業年度の事業実績

	事業名	実施時期	参加人数	対象者	場所	事業の内容
○年度						
○年度						
○年度						

備考

事業の内容については、事業の目的等について詳細に記載し、所要時間、指導者名、参加費用等も併せて記載すること。

事業名	事業内容	所要 時間	定員(人)	従事者数 (人)	参加費用 (円)

備考

- 1 事業内容については、事業の目的、実施場所、時期等について詳細に記載すること。
- 2 従事者数については、指導者が決定している場合は、指導者名も併せて記載すること。

収 入 (※1)		支 出 (※2)	
項 目	収 入 額	項 目	支 出 額
合計A		合計B	

A > B の場合の剰余金の 使途について (※3)	
----------------------------------	--

備考

- ※1 参加費等による収入、助成金等を記載する。また、事業主からの持ち出し金があれば、それについても記載する。
- ※2 講師謝金、場所代、人件費、庶務費等、本事業を実施するためにかかる費用を記載する。
- ※3 収入が支出を上回った場合の使途について記載する。例えば、「次年度の事業への繰り越し」、「○○購入のために積み立てる」などと記載する。A = B 及び A < B の場合は、記載不要。

安全確保を図るための措置に関する事項

区分		措置の概要	
安全管理体制	安全管理責任者	(職・氏名)	
	職員の役割分担及び消防、医療機関など関係機関との連絡体制		
	安全管理に関する会議開催や研修の受講状況		
	計画及びマニュアル	(計画) あり ・ なし	(マニュアル) あり ・ なし
参加者及び実施者の安全確保に関する事項(土地又は建物の管理を含む)	危険箇所の有無	なし ・ 有 (具体的に:)	
	危険箇所の表示	表示あり ・ 表示なし (理由:)	
	危険箇所の安全対策		
	実施する体験事業での安全配慮事項		
		(スタッフへの事前講習)	実施あり ・ 実施なし
	損害保険等の加入状況	(参加者)	(事業者)
	施設等の保守管理及びメンテナンスの方法等		
	安全設備、備品等の整備内容		

備考

- 1 体験の機会のある場で行う事業(施設等管理を含む)における安全確保対策の状況について、具体的に記載すること。
- 2 安全管理に係る計画・マニュアル等を作成している場合は、写しを1部添付すること。
- 3 警備を委託している場合は、警備会社との契約書の写しを1部添付すること。

体験の機会の場の事業従事者の確保状況及び業務の実施体制

1 事業従事者に関する事項

事業従事者の氏名	経歴 (※1)		従事期間	分類 (※2)
	年 月 ~年 月	従事内容		
			年 月	
			年 月	
			年 月	
			年 月	

2 上記1で分類がB及びCである者について

事業従事者の氏名	分類	状況等 (※3)

3 業務の実施体制図 (※4)

備考

- ※1 体験の機会の場で行う事業に関する経験や学歴等を記載すること。なお事業と無関係の学歴、職歴、経験は記載不要である。また、資格を有する者については、その資格証明書の写しを添付すること。
- ※2 分類には、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業に3年以上従事した経験を有する者にはAを、Aと同等以上の知識及び技能を有する者にはBを、それ以外にはCを記載すること。
- ※3 状況等には、分類がBの者については、Bが有する知識及び技能について記載し、分類がCの者については、Cの者に対する指導体制について記載すること。
- ※4 業務の実施体制図は、申請に係る体験の場の管理・運営体制や提供する事業における役割分担等が分かる内容とすること。

同意書

鳥取県知事 様

年 月 日

(同意者)

氏 名

住 所

印

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。）第20条第1項の規定に基づき提供される体験の機会の場において、次のとおり環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについて同意します。

記

1 体験の機会の場の名称、所在地及び種別

名 称：

所在地：

種 別： 土地 ・ 建物

2 当該土地又は建物を体験の機会の場として認定申請する者の氏名及び住所

氏 名：

住 所：

3 体験の機会の場において実施しようとする事業の名称及び概要等

名 称：

概 要：

期 間：

備考

- 1 体験の機会の場で事業を実施していない土地又は建物の所有者等が認定申請する場合に、本書面により事業実施者等から同意を得ること。また、当該土地又は建物の使用及び収益を目的とする権利を有する者等が認定申請する場合に、本書面により当該土地又は建物の所有者等から同意を得ること。
- 2 同意者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。